

サービス種類と適用可能公費の関係

[illegible]

*1・・・サービス提供年月=平成14年4月以降は、特定診療費のみ適用可能。

平成21年4月以降は特別療養費も適用可能。

*2・・・平成17年4月より廃止。

*3・・・特定診療費及び特別療養費について適用可能。

*4・・・緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費のみ適用可能。

*5…平成17年9月14日付保健課事務連絡「介護保険制度の改正に伴う生活保護の取扱いについて」の該当項目のみ適用可能。

*6…平成19年4月より廃止。

*7…平成20年7月より廃止。

*8…特別診療費及び緊急時施設診療費について適用可能。

令和3年4月サービス分～

令和3年4月サービス分から81:原爆助成の対象サービスに以下のサービスを追加する。国保連合会に請求できるのは令和3年9月請求分からとなる。

32:認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
37:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
38:認知症対応型共同生活介護(短期利用)
39:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)

- 2 -

平成30年4月サービス分～
(平成30年5月審査～)

- *1・・・サービス提供年月＝平成14年4月以降は、特定診療費のみ適用可能。
平成21年4月以降は特別療養費も適用可能。
- *2・・・平成17年4月より廃止。
- *3・・・特定診療費及び特別療養費について適用可能。
- *4・・・緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費のみ適用可能。
- *5・・・別紙の該当項目のみ適用可能。
- *6・・・平成19年4月より廃止。
- *7・・・平成20年7月より廃止。
- *8・・・特定診療費及び緊急時施設診療費について適用可能。

平成28年4月サーブ分～
(平成28年5月審査～)

平成28年4月以降、適用可能。

平成21年4月以降は特別療養費も適用可能。

*3…特定診療費及び特別療養費について適用可能。

*5・・・別紙の該当項目のみ適用可能。

*7・・・平成20年7月より廃止。

*8…特定疾患は公費本人負担なし。先天性血液凝固は公費本人負担あり。

サービス種類名変更

平成27年4月サービス分～
(平成27年5月審査～)

[illegible]

平成27年4月からサービス種類追加。連合会に請求できるのは平成27年7月請求分からとなる。(資料 -5参照)

平成27年4月以降、適用可能。

サービス種類と適用可能公費の関係

平成27年1月サービス分～
(平成27年2月審査～)

適用優先順位	サービス種類コード・名称	公費給付率	公費本人負担	介護サービス															介護予防サービス													地域密着型サービス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	33	43	51	52	53	59	61	62	63	64	65	66	67	24	25	26	34	35	46	71	72	73	76	77	32	36	28	38	54	74	75	37	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	福祉用具貸与	短期入所生活介護	短期入所療養介護（老健）	短期入所療養介護（療養）	居宅療養管理指導	特定施設入居者生活介護（短期利用）	特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	居宅介護支援	介護福祉施設	介護保健施設	介護療養施設	特定入所者介護サービス費等	介護予防訪問介護	介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハ	介護予防通所介護	介護予防通所リハ	介護予防福祉用具貸与	介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護（老健）	介護予防短期入所療養介護（療養）	介護予防居宅療養管理指導	介護予防特定施設入居者生活介護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	複合型サービス	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
法別番号・公費略称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

*1・・・サービス提供年月=平成14年4月以降は、特定診療費のみ適用可能。それ以前は、食事費用を除く、介護給付費と特定診療費の両方が可能。
平成21年4月以降は特別療養費も適用可能。

*2・・・平成17年4月より廃止。

*3・・・特定診療費及び特別療養費について適用可能。

*4・・・緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費のみ適用可能。

*5・・・別紙の該当項目のみ適用可能。

*6・・・平成19年4月より廃止。

*7・・・平成20年7月より廃止。

*8・・・特定疾患は公費本人負担なし。先天性血液凝固は公費本人負担あり。